

地域医療支援会議における医師の派遣基本方針

《派遣対象医師》

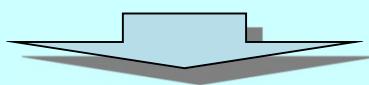
原則、義務年限内の自治医科大学卒業医師（内科系総合医）

《派遣対象医療機関（臨床研修指定病院を除く）》

上記医師を概ね次の優先順位で派遣する。

- I. ○過疎地域に所在する公的診療所
○過疎地域に所在する公的病院のうち、離島に所在する病院又は小規模（100床未満）な病院
- II. 過疎地域に所在する上記I以外の公的病院又は地域医療拠点病院
- III. 上記I以外の公的診療所で、当該公的診療所がなければ無医地区又は無医地区に準じる地区となる場合

※地域医療拠点病院は、ブロック制の実施や巡回診療など地域医療支援に直接的に関与している病院に限る。



地域医療拠点病院の活動を重視し、原則地域医療拠点病院に一括派遣し、
ブロック制や巡回診療など医療連携を強化することにより公的診療所を支援

派遣先医療機関の概ねの優先順位

※臨床研修指定病院を除く

I.

○過疎地域に所在する公的診療所

3診療所

○過疎地域に所在する公的病院のうち、離島に所在する病院又は小規模（100床未満）な病院

隠岐病院、隠岐島前病院、町立奥出雲病院、町立飯南病院、
公立邑智病院、津和野共存病院

II. 過疎地域に所在する上記I以外の公的病院又は地域医療拠点病院

[公的病院] 安来市立病院、雲南市立病院、済生会江津総合病院
[拠点病院] 安来第一病院、平成記念病院、加藤病院、

西部島根医療福祉センター、益田医師会病院、
六日市病院

III. 上記I以外の公的診療所で、当該公的診療所がなければ無医地区又は無医地区に準じる地区となる場合

内科系
総合医

（内科系総合医）
※毎年12名程度

※地域医療拠点病院は、ブロック制の実施や巡回診療など地域医療支援に直接的に関与している病院に限る。